

平成26年5月30日

主文

厚生労働大臣が平成○年○月○日付で再審査請求人に対してした、後記「理由」欄第2の2記載の原処分は、これを取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

- 1 厚生年金保険の被保険者であったA(以下「亡A」という。)が、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した日(平成○年○月○日)後の平成○年○月○日に、脳出血を直接死因として死亡したため、請求人は、その配偶者であるとして、亡Aの厚生年金保険の被保険者であった間の平成○年○月○日を初診日とする胃癌(以下「初診日傷病」という。)により、当該初診日から5年を経過する日に死亡したものであるとして、平成○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、遺族厚生年金の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、「在職中の初診と死亡原因の因果関係がないため」という理由により、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、○○厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 問題点

- 1 厚生年金保険の被保険者であった者が、被保険者の資格を喪失した後に、被保険者であった間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して5年を経過する日に死亡し、死亡日の前日において、所定の保険料納付要件を満たしていた場合、その者の死亡の当時その者

によって生計を維持したその者の配偶者に、遺族厚生年金が支給される。(厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)第58条第1項第2号及び第59条第1項)。

そうして、死亡した者によって生計を維持した配偶者とは、死亡した者の死亡の当時同人と生計を同じくしていた者であって、年額850万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている(厚年法第59条第4項、厚年法施行令第3条の10及び「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「認定基準」という。))。

- 2 本件の場合、請求人が亡Aの配偶者であること、死亡日の前日において、所定の保険料納付要件を満たしていること、及び、亡Aの初診日傷病が胃癌であり、その初診日が平成○年○月○日であることについては当事者間に争いがないと認められるところ、保険者は、亡Aの初診日傷病と同人の死亡の直接原因となった傷病(以下、これを「直接死因」という。)との間に相当因果関係が認められないという理由により、遺族厚生年金を支給しないとしたのであるから、本件の問題点は、本件における具体的事実関係の下で、亡Aが初診日傷病である胃癌によって死亡したと認めるのが相当であると認められるかどうかということになる。

第4 当審査会の判断

- 1 「略」
- 2 以上の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。
 - (1) 厚年法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発せられ、同庁廃止後もその効力を有するとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準について」(以下「認定基準」という。)が定められているが、当審査会も、障害の認定及び給付の公平を図るための尺度として、この認定基準に依拠する

のが相当と思料するものである。認定基準は、「第1 一般的事項」の「2 傷病」において、「傷病」とは、疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病を総称したものをいい、「起因する疾病」とは、前の傷病又は負傷がなかったならば後の疾病が起こらなかつたであろうというように、前の疾病との間に相当因果関係があると認められる場合をいい、負傷は含まれないものであるとされている。このように、認定基準にいう「傷病」は、当該疾病又は負傷のみではなく、これらに起因する疾病を含むものであるから、当該疾病又は負傷と相当因果関係があるとされる後の疾病は、当該疾病又は負傷と同一傷病として取り扱われることになる。そして、相当因果関係とは、一般の人が常識的に考えて、ある事実と結果との間に、ある事実からそのような結果が生じるのが経験則上通常であるという関係がある場合、これを逆の面からいえば、ある事実がなかったとすれば、そのような結果が生じなかつたであろうということが経験則上通常であるといえる関係をいうものである。そして、その関係は、前者なかりせば後者なからむという関係、すなわち、条件関係があるだけでは足りず、それが経験則上通常である場合であることを要するものである。

- (2) これを本件についてみるに、死亡診断書によると、死亡の原因として、「I」の「㉞ 直接死因」欄には、「脳出血(発病(発症)から死亡までの期間:3日)」とされているが、「㉜ ㉝の原因」、「㉞ ㉟の原因」及び「㊸ ㊹の原因」の各欄はいずれも記載がなく、「II」の「直接には死因に関係しないが、I欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等」欄には、「胃癌(発病(発症)から死亡までの期間:〇年〇ヶ月)」と記載されているから、亡Aの直接の死亡原因は脳出血であり、初診日傷病は、直接には死因に関係しないが脳出

血の傷病経過に影響を及ぼしたものであるということが出来る。

また、B医師は、平成〇年〇月〇日付診断書において、進行胃癌術後再発による全身状態の悪化で、平成〇年〇月〇日にa病院に入院し、緩和治療を中心に行ったが、全身状態は徐々に悪化し、脳出血を合併して、〇月〇日に死亡したとし、死亡の直接的な原因は脳出血と考えられるが、胃癌再発の病状悪化に起因したものである旨を述べ、また、同医師は「胃癌に対する緩和治療の経過中に脳出血が発症し、死期が早りましたが、仮に起こらなかつたとしても同入院期間中に胃癌によって亡くなられたであろうことは医学的にも疑いの余地がありません。」としているように、胃癌は〇年〇カ月を経過後に、輸血が必要な程度にまで悪化し、輸血後に生じた脳出血によって死亡するまでの臨床経過をみると、進行性胃癌術後の再発による全身状態悪化のために再入院し、輸血を含めた緩和治療を行ったものの、そのまま全身状態が悪化して、再入院後1週間程度で死の転帰をたどった経過からは、再入院当時の全身状態は極めて不良であり、仮に、脳出血の合併が生じなかつたとしても、全身状態悪化のために死の転帰をとったとするのが相当である。言い換えれば、一般的には、胃癌全摘術後再発から、脳出血が必ず発症するということは、経験則上通常にみられるものではないが、本件の場合は、脳出血の合併の有無に関わらず、再入院後短い期間で死の転帰をとった可能性を完全に否定することはできない。すなわち、医学的観点からこれをみると、胃癌など固形癌を含めた悪性腫瘍において、血管内の広い範囲で血液凝固系が活性化されて、全身の血管内に微小血栓が形成され、その結果、消化器系、脳を含めた全身の臓器に機能不全が生じるとともに、血小板ならびに凝固因子の過剰な消費を招

き、二次線溶が発動されて出血傾向が出現する（D I C：Disseminated intravascular coagulation）ことが少なくなく、本件の場合も、輸血を要する程の貧血に加えて、悪性腫瘍によるD I Cが生じ、たまたま、脳出血を合併し、死の転帰を速めたと判断することができる。そうすると、亡Aは、初診日を厚生年金保険の被保険者期間にある初診日傷病（胃癌）によって死亡したとするのが相当であり、直接死因の脳出血は、胃癌の経過中に生じた1つの合併症と判断できる。

- 3 以上みてきたように、本件の場合は、厚年法第58条第1項に定める「被保険者資格を喪失した後に、被保険者であった間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して5年を経過する前に死亡したとき。」に該当するのであるから、原処分は相当ではなく、これを取り消すこととし、主文のとおり裁決する。